2024年度東京海上グループ「カーボン・ニュートラル」継続達成について

東京海上ホールディングス株式会社(取締役社長 グループCEO 小池 昌洋)は、グループ全体 (国内・海外)の事業活動において2013年度から12年連続して「カーボン・ニュートラル(※1)」を達成しました。

なお、子会社である東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 城田 宏明、以下「東京海上日動」)は、2009年度以降、16年連続で国内の事業活動における「カーボン・ニュートラル」を達成しています。

東京海上グループでは、グループ全体(国内・海外)の事業活動に伴う環境負荷削減とカーボン・ニュートラル達成を図るべく、(1)エネルギー利用の効率化(2)マングローブ植林(※2)によるCO2吸収・固定(3)自然エネルギーの利用(グリーン電力の調達等(※3)を推進してきました。

その結果、マングローブ植林によるCO2固定効果等が、グループ全体の事業活動に伴うCO₂排出量^(※4)を 上回り、2013年度から12年連続で「カーボン・ニュートラル」を達成しました。

●対象範囲: 国内外のグループ全体の事業活動^(※5)

CO2 吸収・固定量 82,383トン ^(※6)	CO2 排出量 57,370トン	
マングローブによる吸収・固定等(東南アジア 9 カ国での植林など)	スコープ1(直接排出)	12,517トン
	スコープ 2(間接排出)	21,344トン(※7)
	スコープ 3(その他の間接排 出、カテゴリ1、3、5、6) ^(※8)	23,509トン

東京海上グループは、これからも環境負荷削減や「カーボン・ニュートラル」の取り組みを推進し、 SDGs の達成に貢献してまいります。

なお、これらの内容の詳細は、「サステナビリティレポート 2025」にて公表しております。

(https://www.tokiomarinehd.com/ir/download/a16lmp000000nbvr-att/sustainability_web_2025.pdf)

SUSTAINABLE GALS



- (※1)「カーボン・ニュートラル」とは、事業活動により生じるCO2排出量と、自然エネルギーの利用、マングローブ植林等によるCO2の吸収・固定・削減効果の換算量が等しい状態を指します。
- (※2) マングローブ植林は、東京海上日動が1999年に開始し、2025年3月末までに東南アジア、南アジア、フィジーの9ヶ国で12,970へクタール(100メートル幅で東海道・山陽・九州新幹線沿いに東京駅から熊本駅までの距離に相当)を実施しているものです。マングローブ植林には、CO2吸収・固定を通じた地球温暖化の防止・軽減のほか、生物多様性の保全、沿岸部の津波・高潮被害軽減等の効果があります。
- (※3) グリーン電力については、在米グループ会社であるPhiladelphia Insurance Companies社が、同社の事業活動に伴う年間電気使用 量の100%に相当するグリーン電力証書(風力)を購入し2013年度からネット・ゼロ・エミッションを実現しています。また、在英グル ープ会社Tokio Marine Kiln社や東京海上日動等のグループ会社がグリーン電力等を購入しています。なお、「ネット・ゼロ・エミッション」とは、CO2排出量がCO2除去によってバランスし正味でゼロとなっている状態を指します。
- (※4)温室効果ガス排出量算定基準GHG プロトコルに基づくScope1(直接排出)+Scope2(間接排出)+Scope3(その他の間接排出、カテゴリ1,3,5,6)。
- (※5)対象企業は下記リンクに記載の通りです。

「サステナビリティレポート2025」 主要なサステナビリティデータの算定方法と算定範囲 https://www.tokiomarinehd.com/sustainability/pdf/sustainability_indicatorsFY2024.pdf

- (※6)エネルギー起源のCO2排出量等の情報は、EY新日本有限責任監査法人による「第三者保証」の対象となっています。マングローブ植林によるCO2吸収・固定量の情報は、財団法人電力中央研究所に評価・算定を依頼し、報告書を受領しています。さらにその報告書については、報告書に用いられたデータの一部に対して第三者(EY新日本有限責任監査法人)に専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」(日本公認会計士協会)に準拠した合意された手続きの実施を依頼しています。その結果、東京海上グループは、マングローブ植林によるCO2吸収・固定効果が適切に算定されていると評価しました。CO2排出量算定の組織境界、活動境界、算出方法および排出係数は、「ISO14064-1」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」を参照しています。マングローブ植林によるCO2吸収・固定量は森林吸収源CDMの方法論を参照しています。
- (※7) グリーン電力購入等による CO2 排出量削減効果 24,954 トンを反映しています。
- (※8) カテゴリ1: 購入した製品・サービス(紙使用量)、カテゴリ3:スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動、カテゴリ5: 事業から出る廃棄物、カテゴリ6:出張(航空機出張)

以上